明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六三）　一

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**九）　二

〔告　示〕

○公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する件　二

（**厚生労働**一四二）

○肥料の登録の有効期間を更新した件

（**農林水産**一〇九八）

○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件

（**同**一〇九九）

○肥料の登録が失効した件

（**同**一一〇〇）

○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（**環境**一一）　三五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部を改正する件（**同**一二）　三九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三〇

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成三十年度・事業年度財務諸表（独立行政法人酒類総合研究所・独立行政法人工業所有権情報・研修館）、特定計量器型式承認、弁理士登録関係　八〇

地方公共団体

行旅死亡人関係　八八

会社その他

会社決算公告　九〇

省令

○**厚生労働省令第六十三号**

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月七日

厚生労働大臣　加藤　勝信